

2.6. 統合収納管理機能・統合滞納管理機能

2.6.1. 統合収納管理機能・統合滞納管理機能とは

統合収納管理機能とは、標準化対象システムにおける各賦課業務（税務、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）のうち2業務以上と連携し、共通的な収納管理システムを利用して、各収納業務を行う機能である。

統合滞納管理機能とは、各賦課業務のうち2業務以上と連携し、共通的な滞納管理システムを利用して、滞納業務を行う機能である。

統合収納管理機能及び統合滞納管理機能（以下、「統合収滞納管理機能」という。）を標準化することにより、各賦課業務にてマルチベンダを採用しない自治体の機能要件の統一化、事業者の開発費用の削減、また、データ移行における移行期間削減や事業者間調整の緩和が見込まれる。

2.6.2. 統合収納管理機能・統合滞納管理機能の位置づけ

統合収滞納管理機能は、共通機能の標準として、各賦課業務の収納管理機能及び滞納管理機能（以下「個別収滞納管理機能」という。）の実装必須機能と実装不可機能を集約したものを機能要件として定める。そのため、共通機能として統合収滞納管理機能を実装する場合には、個別収滞納管理機能を実装せず、当該統合収滞納管理機能をもって個別収滞納管理機能とみなすことができる。

また、標準化対象システムのうち賦課業務をもたない業務が統合収滞納管理機能に接続し、当該システムの収納情報または滞納情報を管理することも妨げない。

2.6.3. 統合収納管理機能・統合滞納管理機能に求められる機能

統合収滞納管理機能の具体的な機能要件は「別紙 1_機能要件」のとおりである。

統合収滞納管理機能における帳票要件は、各賦課業務横断的に利用される住民向けの帳票・様式について、統一的な帳票・様式を採用する場合の基準を規定する。帳票・様式の基準は、各賦課業務の帳票要件より選定する。なお、統一的な帳票・様式及び各賦課業務固有の帳票の出力については、各賦課業務の帳票要件に準じ、「別紙 1_機能要件」に規定する。

2.6.4. 標準準拠システム以外のシステムとの関係

標準準拠システム以外のシステムが、統合収滞納管理機能に接続し、当該システムの収納情報または滞納情報を管理することも妨げない。